

今、輸入野菜問題を考える

輸入野菜の急増にともない、国産野菜価格の低迷や、生産そのものの減少等様々な問題が指摘されてきたが、ここに来てセーフガードの発動問題がクローズアップされている。輸入野菜は野菜の価格高騰を防ぐ有効な施策だという見方がある一方、野菜生産にとって壊滅的なダメージとなるという指摘もある。昨年のJA北海道大会でも特別決議されながら、なぜ発動されないのか、どんな野菜が対象になるのか、判りにくい点の多いセーフガードについて、野菜作りの現場と、行政との窓口からの現状報告を特集する。

野菜をめぐるセーフガード問題

一般セーフガードの仕組みと発動手続きの動静について

北農中央会 農業対策部 副審査役 和田 好充

〔一〕野菜をめぐる最近の情勢について

野菜は、国内食料支出の一割程度を占め、健康維持の面からも消費生活上重要な物品であり、また、農業粗生産額が農業全

体の四分の一を占める重要な農業部門である。

しかし、近年の野菜を取り巻く情勢は、国際化が非常なスピードで進展しており、生鮮野菜の輸入は、従来、主に国産の端境



和田 好充 (わだ よしみつ) さん

- 1976年 3月 帯広畜産大学 農産化学科大学院
修士課程修了
- 1976年 4月 ホクレン入会 (岩見沢支所農産園
芸課配属)
- 1979年 2月 同 上 青果食品部 青果課
- 1981年 2月 同 上 岩見沢支所 農産園芸課
主査
- 1988年 2月 同 上 旭川支所 青果課長
- 1991年 2月 同 上 帯広支所 青果課長
- 1995年 2月 同 上 石狩野菜センター長
- 1998年 2月 同 上 種苗園芸部 市場販売課
考査役
- 2000年 2月 同 上 種苗園芸部 主任考査役
- 2001年 2月 北海道農業協同組合中央会出向
(農業対策部畑作農業課)

表1 野菜の需給

(単位: 千ha、万トン、%)

	平成3年	平成8年	平成9年	平10年	平成11年
作付面積	589	525	514	506	502
国内生産量	1,525	1,462	1,431	1,365	1,388
輸入量	110	180	172	196	220
自給率	90	86	86	84	83

注: 国内生産量及び自給率は農林水産省「食料需給表」(平成11年は速報)
輸入量は財務省「貿易統計」

表2 野菜の輸入状況 (生鮮野菜・野菜加工品)

(単位: 万トン)

	H3	H8	H9	H10	H11	H12	3-12 増加率
生鮮野菜	31	63	57	74	89	93	3.0 倍
野菜加工品	79	117	115	122	131	131	1.7 倍
合計	110	180	172	196	220	224	2.0 倍

期などにおける供給不足を補うものであったり、消費者嗜好の多様化が進む中、そのニーズに対して国産で賄い切れない品目を補う程度のものであったが、最近では国内の生産・供給と競合する時期も増加しているため、国内産の需給論議では解決できない価格低迷など、構造的な隘路に陥っている。

野菜の国内生産は平成三年の一、五二七万トンから平成十一

表3 生鮮野菜の輸入推移

(単位：トン)

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	8-12年増加率
生鮮野菜全体	629,674	573,118	739,754	885,443	925,510	1.5倍
増加量	-	-56,556	110,080	255,769	295,836	
中国	118,394	103,926	236,680	285,556	319,755	2.7倍
増加量	-	-14,468	118,286	167,162	201,361	
韓国	4,887	3,921	26,843	28,090	25,515	5.2倍
増加量	-	-966	21,956	23,203	20,628	
その他	506,393	465,271	476,231	571,797	580,240	1.1倍
増加量	-	-41,122	-30,162	65,404	73,847	

資料：財務省「貿易統計」

表4 野菜の価格・生産動向

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
卸売価格(円/Kg)	154	195	163	145
生産額(億円)	23,095	25,953	22,110	—
作付面積(千ha)	514	506	502	—
収穫量(万トン)	1,431	1,364	1,387	—

資料：東京青果物情報センター「青果物流通年報」
農林水産省「生産農業所得統計」「野菜生産出荷統計」

年の一、三八八万トへ減少した。この間輸入量(生鮮野菜+野菜加工品)は平成三年の一〇万トから平成十一年の二二〇万トへと二倍に増加している。この結果、野菜の自給率は平成三年の九〇%が平成十一年には八三%に低下している(表1・2)。貿易統計によると、平成十二年の生鮮野菜輸入量は、平成八年比一・五倍の九二万ト強にも上っている(表3)。なかでも中国からが二・七倍、韓国からが五・二倍と急増している(表3)。また、全体の増加量のうち中国からの増加量が七七%、韓国からの輸入増加量が一〇%を占めている。これら輸入急増の影響で国内価格が大幅に下落し、主要野菜全体の平均でも平成十年に比べて二五%下落している(表4)。

特に中国は、WTO(世界貿易機関)加盟問題もあり、現在農業の国際競争力強化のための農業構造調整に取り組んでいるが、野菜がその重点作物のひとつとされている。中国国内には安価な労働力が豊富に存在しているので、生産コスト面では国際競争力のある生産が可能であるがゆえ、我が国としては極めて脅威であり、国内産地は、このままでは産地崩壊を招き、食料自給率目標の実現はおろか生産の維持さえも困難な状況になって行くとの危機感を募らせている。(表5)

(三)セーフガードの仕組みと発動に向けた動静について

(一)セーフガードに係る政府調査の実施決定

昨年(平成十二年十一月二十九日)、JA全中と全国農政協は

表5 品目別生鮮野菜の輸入量推移と主要輸入先国

(単位：千トン)

輸入年次	8年	9年	10年	11年	12年	12年/8年 増加率(倍)	12年の主要輸入国
たまねぎ	184	175	205	223	262	1.4	米国(169) N Z (53) 中国(27)
かぼちゃ	144	136	129	154	133	0.9	N Z (91) メキシコ(20) トンガ(14)
ごぼう	-	-	-	72	82	-	中国(69) 台湾(13) 豪州(0.2)
ブロッコリー	74	72	75	91	79	1.1	米国(68) 中国(10) 豪州(0.6)
しょうが	31	33	30	34	48	1.5	中国(45) タイ(2) インドネシア(0.1)
にんじん	30	13	34	50	44	1.4	中国(21) N Z (12) 台湾(6)
ねぎ	9	9	18	30	42	4.6	中国(42) 豪州(0.3) ベルギー(0.2)
メロン	27	24	29	39	34	1.2	メキシコ(22) 米国(11) N Z (0.5)
にんにく	24	25	27	26	29	1.2	中国(29) アルゼンティン(0.1)
アスパラガス	22	21	20	24	25	1.1	豪州(6) 米国(5) メキシコ(5)
キャベツ	3	3	43	42	21	7.9	中国(20) インドネシア(0.7) 台湾(0.6)
えんどう	14	15	14	20	21	1.5	中国(21) タイ(0.1)
さといも	26	6	6	10	20	0.8	中国(20)
ピーマン	4	6	9	11	16	4.1	
うちジャンボ					10		オランダ(6) 韓国(2) N Z (2)
その他					6		韓国(5) オランダ(0.8) N Z (0.3)
トマト	0.5	1	4	9	13	25.9	韓国(11) 米国(2) カナダ(0.1)

資料：財務省「貿易統計」

- 注1) にんじんは、にんじん及びびかぶの数字である。
 注2) ねぎは、リーキ及びねぎ属の数字である。
 注3) ごぼうは、平成11年から細分類された。
 注4) キャベツは、キャベツ等あぶらな属の数字である。
 注5) ピーマンは、ジャンボピーマン、その他とうがらし属(ピーマン、ししとう)の数字である。
 なお、ジャンボピーマンの分類は平成12年から設けられた。

「野菜・果樹政策確立、セーフガード実現全国代表者集会」を開催し、特に野菜対策では、急増する輸入野菜への一般セーフガード(緊急輸入制限措置)の発動と価格暴落への緊急的な支援対策を求めること等重点事項を確認、当該分野では過去初めて、政府与党の対策決定に向け大詰め的重要運動を展開したことは記憶に新しい。

平成十二年十二月十九日、国は、近年輸入急増著しく、国内の卸売価格の低迷を招き国内産地に深刻な影響を及ぼしていると予測される「ねぎ」、「生しいたけ」、「豊表(イ草)」の三品目について、セーフガードに係る政府調査の実施を決定した。

一般セーフガードは、一九九四年ガット(関税及び貿易に関する一般協定)第一九条セーフガード協定に基づき、輸入急増による国内産業への重大な損害の防止のために認められている緊急措置である。これまで、我が国において発動された経過はないが、前記三品目の政府調査開始決定に対する国内の反響が大きく、今後、輸入制限措置対象品目の拡大に向けた要請運動が高まる様相を呈している。

(二) 情報収集モニタリング体制の整備

農林水産省は、平成十三年一月二十三日、今後の農林水産物の輸入を抑える一般セーフガードの発動の手続きに速やかに入れるよう(原則として、政府調査期間は一年以内とされる。)品目を特定して輸入の増加や国内生産への影響を常時監視する体制(セーフガードに係る情報収集モニタリング体制)を整備した。セーフガードに係る情報収集モニタリング体制の概要は次の

とおりである。

(I) 通常時の情報モニタリング体制（レベル1）

(i) 監視対象品目の選定

今後輸入の増加により国内の農林水産業に影響を及ぼすおそれがあり、常時監視していく必要があると認められる品目（以下「監視対象品目」という。）を省内審査委員会で決定する。

(ii) 調査項目

監視対象品目について、セーフガード協定上評価が義務づけられている次の項目（以下「調査項目」という。）に関する情報を収集する。物資所管局は、監視対象品目毎に調査要領（以下「調査要領」という。）を策定する。

①関係産品の輸入の増加率、②増加量、③増加した輸入産品の国内市場シェア、④販売、⑤生産、⑥生産性、⑦操業度、⑧損益、⑨雇用についての水準の変化

(iii) 物資所管局による情報収集

物資所管局は、品目毎に次の組合せにより情報収集体制を整備した上、監視対象品目に関する調査項目について作期又は四半期毎に情報を取りまとめ、総合食料局国際調整課に報告する。

①統計調査実施部局を通じた情報収集

統計調査実施部局を通じ、調査項目に関するデータを調査要領に基づき、原則として作期又は四半期毎に取り

まとめる。

②都道府県、関係団体を通じた情報収集

都道府県単位、農協単位等での生産量、出荷量等のデータについて、原則として作期又は四半期毎に集計を行うとともに、輸入の影響について見解を聴取する。

③市場関係者からの情報収集

今後の輸入見通し及び海外の作付け状況等について定期的にアンケート調査やヒアリングを行う。

(II) 緊急時の情報モニタリング体制（レベル2）

(i) 緊急監視対象品目の決定

物資所管局は通常時の情報収集モニタリング（レベル1）により「セーフガード検討開始基準」に基づく判断を行うため情報収集モニタリングを強化する必要があると認めるときは、省内審査委員会に当該品目として決定するよう要請する。

(ii) 当該物資所管局による情報収集

緊急監視対象品目の所管局は、調査項目に関するデータを原則として月ごとに取りまとめ、省内審査委員会に報告する。

現状の監視対象品目は次のとおりであり（平成十三年二月一日現在）、損害の危険が高まれば「監視対象品（レベル1）」から「緊急監視対象品目（レベル2）」に格上げし、発動に向けた政府調査の必要性を検討する。

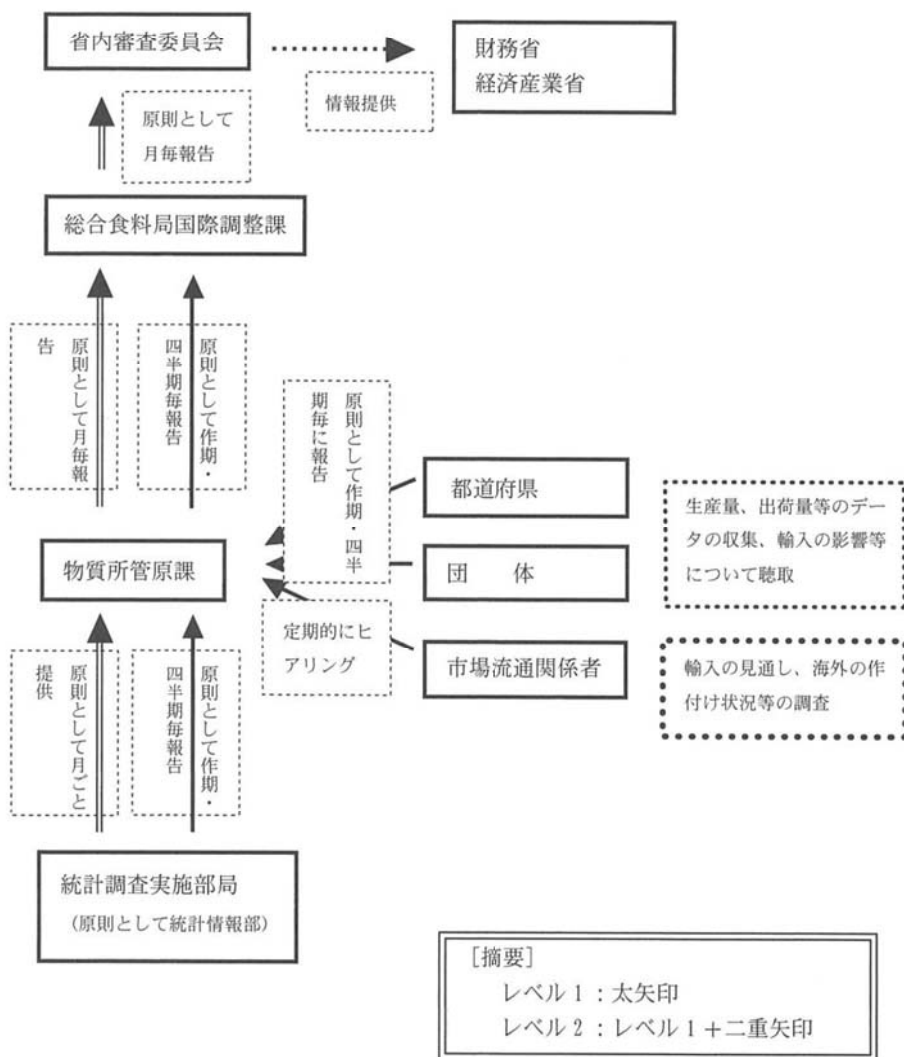


図1 セーフガードに係る情報モニタリング体制（イメージ図）



【監視対象品目(レベル1)】

にんにく、なす、乾しいたけ、わかめ、うなぎ(調整品含む)かつお、合板

【緊急監視対象品目(レベル2)】

ねぎ、生しいたけ、畳表、トマト、ピーマン、たまねぎ、木材(製材品及び集成材)

今後必要があれば、セーフガード省内審査委員会を開催し、随時追加・レベル変更を行う。(図1)

(三) セーフガードの仕組みと発動手続

一般セーフガード発動内容には対象品目の「関税の引上げ」措置と「輸入数量制限措置」の二通りの措置がある。我が国においては、「関税の引上げ」については関税率法第九条及び緊急関税に関する政令、「輸入数量制限」については外為法及び輸入貿易管理令に基づく経済産業省告示をもって規定されている。次に、一般セーフガード取り進め要領・手順等について整理した。

(一) 対象品目

農林水産物を含むモノ全般

(二) 発動要件

① 外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による輸入の増加があること

② 輸入の増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれが

生じていること（客観的な証拠に基づき）その因果関係の立証が必要）

③ 国民経済上緊急に必要があること

(III) 措置内容・期間

(i) 関税引き上げ（関税割当を含む）又は輸入数量制限

① 関税引き上げの場合、その引き上げ後の税額の上限は内外価格差（輸入価格と国内卸売価格との差額）まで。

② 数量制限の場合、その数量は原則として直近の適当と認められる三年間の平均輸入数量以上

ただし、重大な損害を防止し救済し、構造調整を容易にするために必要な限度内とされている。

(ii) 発動期間

原則四年以内、延長しても最大八年以内（暫定期間を含む）

ただし、重大な損害を防止し又は救済し、構造調整を容易にするために必要な期間とされている。

(IV) 暫定措置

(i) 発動要件

輸入増加の事実及びこれが国内産業に重大な損害等について推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があること。

(ii) 措置内容・期間

関税引き上げのみ。二〇〇日以内。（調査の完了前に発動可能。）

(V) 発動手続

(i) 調査

発動に当たっては、輸入増加の事実及びこれによる国内産業の重大な損害又はそのおそれがある事実につき調査を行う。この調査は原則一年以内に終了させる。

農林水産省所管物資の場合、財務大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣によって行われる。

(ii) 利害関係国との協議（補償措置、対抗措置）

発動に先立って、利害関係国との協議を行い、補償措置をとるよう努力しなければならない。

輸出国は、我が国からの輸出に関し、関税引上げ等による対抗措置をとることができる。しかし、措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、当該措置がセーフガード協定に適合する場合には、当該措置がとられている最初の三年間については、輸出国は対抗措置をとることはできない。

(iii) 審議会の諮問

(i) の調査により発動の必要性があると認められた場合は、関税については関税率審議会、輸入量制限については輸出入取引審議会への諮問を経て措置が決定される。

(iv) WTO（世界貿易機関）への通報

調査の開始、損害又はそのおそれの認定、措置の実施又は延長に当たってはWTOにその内容について通報する必要がある（図2）

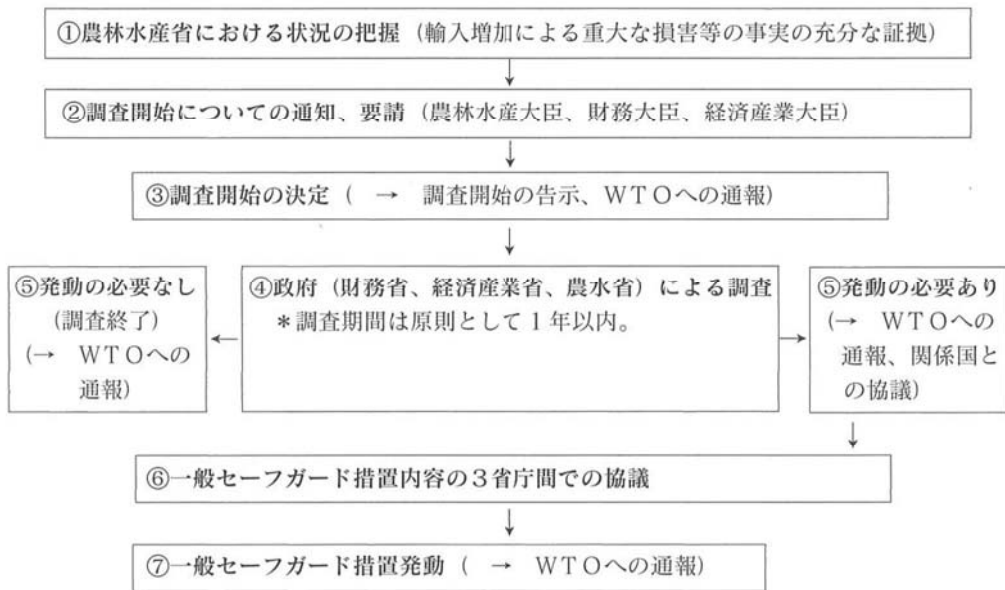


図2 我が国における一般セーフガード措置の発動手続き (農産物の場合)

(四) セーフガード発動に向けたその後の動静

先に述べたとおり、現在、政府は「ねぎ」「生しいたげ」「置表」の三品目に関する調査を精力的に進めている。また、その他の緊急監視対象品目については、セーフガードの検討に必要な情報を常時収集する体制を整備している。一方、平行して韓国、中国との政府協議も、相互理解を得るため、副大臣レベルの協議に基づき、事務レベルでの協議を昨年末から精力的に進められている。

現在進めている政府調査では、利害関係者から①証拠提出及び②意見表明を広く求めることとなっていることから、調査の終了までかなりの時間を要するためセーフガードにおいては、その発動が遅れることにより回復しがたい損害を与えるような危機的な事態が生じる場合には、調査の完了前であっても、暫定的に関税を引上げる「暫定措置」が設けられている。これまでに、JAGグループは、極力早期の発動を求め、精力的に政府に働きかけを実施してきた。三月に入っては、セーフガード暫定措置実現全国緊急集会を二度(三月十五日、三月二十七日)にわたり開催し、必死の要請活動を行っている。そろそろ機が熟しており、このレポートが読者の目に触れる頃には、「暫定措置」を行うか否かの判断がなされているだろう。

【三】後記

二十一世紀は地球の人口が一〇〇億になる世紀といわれている。当然、食料問題や環境問題が重要になってくる。現在輸出



国であつても将来は輸入国になる可能性は十分考えられる。地球全体の持つている環境面や食料生産面の能力の限界点が何処にあるのか自分には想像もできないが、間違いなく無限ではありえない。国民の食生活、食料の安全保障を守るために、国内の一定の自給率確保は国の政策ではかるべき重要課題である。

国は、平成十一年七月に新農業基本法をスタートさせた。その中で、平成十二年三月に、「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料自給率を供給熱量ベースで、現行の四〇%を平成二十二年に四五%にすべく目標を設定した。新農業基本法の理念は、「食料の安定供給の確保」、「農業の多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」及び「市場原理の導入により、生産者のコスト意識や経営努力を高め、国際競争力をつける」とされている。しかし、特に野菜生産は、不安定な市況に対する価格安定対策が脆弱である。もちろん、効率的な生産・流通体制の確立や良質野菜の計画的かつ安定的な生産・出荷を推進することは産地の基本であるが、生産環境の異なる国々とのコスト面での国際競争力を保持する産地（生産者）の努力には限界がある。セーフガードはあくまで緊急対策措置であつて恒久対策ではない。構造調整を行う猶予期間を与えられるに過ぎないのであり、根本的な解決にはならない。従つて、国の目標自給率の実現には、国の政策による経営安定対策等生産基盤の強化なくしては不可能と思われる。国際経済の大きな波の中で、輸送技術の進展とともに急増する輸入野菜への取り組みが、今や農政の重要課題になつた。

輸入野菜の急増が農家経済に及ぼす影響と対応

栗山町農業協同組合 営農部長 佐々木 禎

近年、中国・韓国からの大量の野菜輸入が、国産野菜と競合する中で行われ、野菜産地の地元スーパーにも輸入野菜が並び、その売場も恒常的に確保されている状況にある。

今後の産地の対応のあり方について所感を述べてみたい。

一、栗山町の農業生産の動向

輸入野菜の激増は価格低迷の大きな要因となっており、「即刻、セーフガード（緊急輸入制限措置）の発動を！」という強い声に押されて、わが政府もようやく重い腰をあげ、長ねぎなど三品目について、セーフガードの発動がなされることとなった。

米価の下落、「緊急総合米対策」が打ち出され北海道の水田の半分以上が転作作物となり、さらに、畑作物・野菜価格の低迷などにより、今や農業経営は崩壊の危機に立たされている。

このような中で、セーフガード（緊急輸入制限措置）品目である長ねぎを主力とする農家の経営について、その受けてきた影響を、私が所属するJA栗山の組合員の事例から明らかにし、

栗山町農業は、水稻を基幹として、丘陵地帯の種子馬鈴薯・小麦を中心とする畑作経営と、転作作物として導入された玉葱・長ねぎ・カボチャ・メロン等の野菜を取り入れた複合経営とに大きく区分することが出来る。

特に、近隣町村と比較して一戸当たりの経営面積が少ないため転作作物として玉葱・長ねぎ・メロン等の集約型作物の振興を進めている。

しかし、地力対策やクリーン農業を推進している一方で、各作物とも価格が低迷し、特に、玉葱、長ねぎを中心とする野菜価格の落ち込みが大きな課題となっている。



佐々木 禎 (ささき ただし) さん

- 1954年 北海道追分町生まれ
栗山町在住
- 1978年 栗山町農業協同組合に勤務
栗山町農業情報センターを設
立し農家へのパソコン導入や
ネットワークに取り組む
- 1997年 米麦畜産課長兼農業情報セン
ター長を経て
- 2000年～ 現職

主要作物作付動向

(単位: ha)

作物	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11
水 稲	3,070	2,890	2,890	2,670	2,640
小 麦	496	557	571	698	839
小 豆	263	241	236	195	258
馬鈴薯	241	248	250	256	250
玉 葱	310	313	317	324	333
長ねぎ	57	57	58	59	57
カボチャ	74	79	87	95	98
メロン	50	50	52	54	52

(北海道農林水産統計年報)

主要作物販売動向

(単位: 千円)

作物	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12
水 稲	3,756,633	3,172,452	2,687,355	2,819,059	3,009,538	2,484,388
小 麦	86,205	222,805	306,345	349,558	247,537	323,276
小 豆	156,559	121,621	115,077	107,670	89,848	78,444
馬鈴薯	574,915	593,771	549,966	581,666	448,531	523,564
玉 葱	785,857	608,107	648,665	864,119	846,870	477,932
長ねぎ	203,067	214,452	275,105	284,076	243,972	158,918
カボチャ	57,573	59,020	56,818	79,628	90,683	66,397
メロン	307,163	305,204	239,591	223,162	198,749	151,135

(J A くりやま販売実績)



病害虫発生予察トラップ調査

試験場・普及センターの支援により生産者自らがクリーン長ねぎ生産に努めている。

二、道内の長ねぎ生産の動向

ここでは輸入が増加傾向にある平成十一年と十二年(平成十一年はデータの制約上四月から十二月)に焦点を絞り、道内産長ねぎ価格の変動を見る。

平成十一年は、四月から十月へと出荷量は増加し、十月に一〇三ニットとピークを迎えた。単価は四月から八月までの間三〇〇円台を推移し、八月以降は九月を除き、おおむね二〇〇円台前半で推移した。

平成十二年は五月から出荷量が増大し、九月にピークを迎えた。その一方で、単価は六月を除き三〇〇円台に到達することはない。二、八、十から十二月は二〇〇円を割り、中でも十月には一一四円と前月のほぼ半値になるなど、前年と比較して価格低下、および低迷が激しいことがわかる。

また、平成十一年十月と翌年同月の出荷量を比較すると、一、〇三ニットであったものが六六五ットへと半分近くへと減少している。

平成十二年は北海道全体が異常気象であったことに加え、価格低迷の影響を受け、収穫自体が行われなかったことが理由として考えられる。平均価格を比較しても一一三円低いことがわかる。

道内産長ねぎ価格

(平成11年4月～12月)

年 月	数量 (kg)	金額 (円)	単価 (円)
平成11年4月	15,076	5,772,466	383
平成11年5月	168,986	53,634,975	318
平成11年6月	207,229	73,646,530	356
平成11年7月	301,673	95,596,407	317
平成11年8月	617,036	124,525,729	202
平成11年9月	817,036	234,434,696	287
平成11年10月	1,032,034	217,329,604	211
平成11年11月	593,381	121,329,264	205
平成11年12月	77,542	15,565,316	201
累 計	3,829,993	941,834,987	
平均単価			246

資料：丸果札幌調べ

(平成12年1月～12月)

年 月	数量 (kg)	金額 (円)	単価 (円)	価格差
平成12年1月	8,268	1,854,173	225	
平成12年2月	748	106,183	142	
平成12年3月	2,775	778,092	281	
平成12年4月	8,108	2,125,867	263	-120
平成12年5月	211,320	42,720,158	203	-115
平成12年6月	240,329	72,361,136	302	-54
平成12年7月	212,196	61,354,848	290	-27
平成12年8月	498,975	93,072,883	187	-15
平成12年9月	686,611	159,163,974	232	-55
平成12年10月	665,914	82,487,280	124	-87
平成12年11月	562,486	93,869,826	167	-38
平成12年12月	97,901	13,617,586	140	-61
累 計	3,195,631	623,512,006		
平均単価			196	
平均単価 (4-12月)			212	-123 (4月-12月)

資料：丸果札幌調べ

注：価格差は前年同月との差



ねぎの栽培風景

三、長ねぎ生産農家の実態

長ねぎの価格下落が農業経営に与えた影響を探るため、長ねぎ専業農家を対象とし、収入面を中心に実態を把握してみた。

(一) 経営概況

(イ) 経営面積

経営面積は三五五ア、長ねぎを主体としつつ、地力維持を目的とした小麦を一〇〇ア程度作付している。

(ロ) 作付

長ねぎの作付面積は約二三〇アであり、平成八年から十二年までその面積を徐々に二二八アから二三九アへと増加させている。(図1参照)

(ハ) 労働力

経営主(四〇代)年間稼働二〇〇日・妻(四〇代)年間稼働一八〇日

(ニ) 長ねぎ生産額の推移

販売数量は平成九年の五一、九〇〇kg超をピークとして四二、〇〇〇～四六、〇〇〇kgに低下している。

(図2参照)

平成十年はkgあたり単価の上昇が続いていたこと(図3参照)、

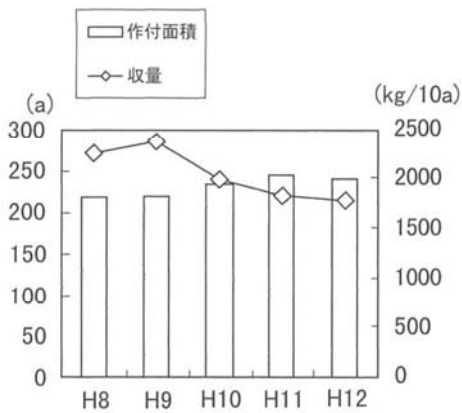


図1 A農家の作付面積と収量の推移
注) 農協資料より作成

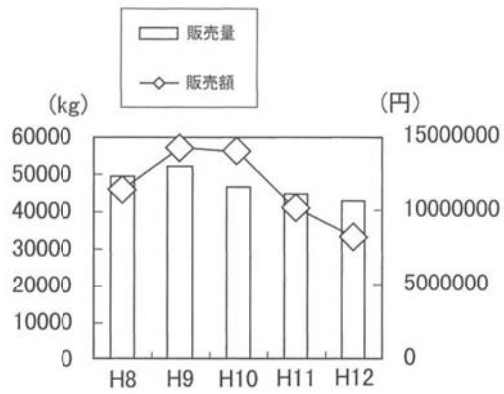


図2 A農家の長ねぎ販売額と販売量
注) 農協資料より作成

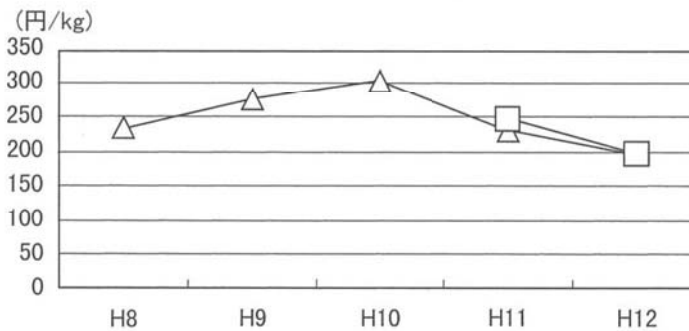


図3 長ねぎのkgあたり単価
注1) 農協資料より作成
注2) 「△」はA農家の販売単価、「□」は札幌丸果調べ

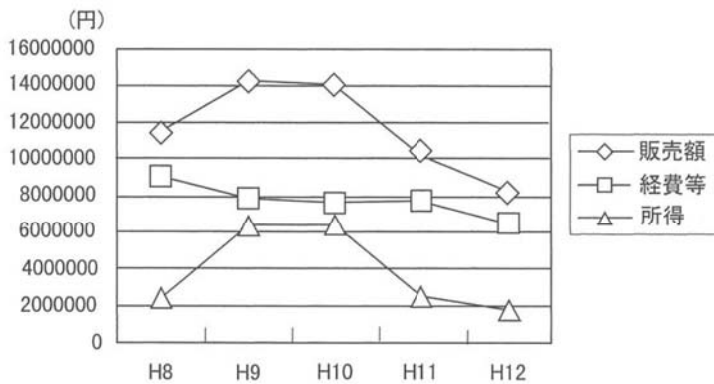


図4 長ねぎ専業農家の経営状態



中国産輸入ねぎ
市場に上場されている中国産長ねぎ
見た目には国内産とかわらないが…

販売金額が一、四〇〇万円台を推移したものの、その後、十一年は一、〇〇〇万円台、十二年は八〇〇万円台まで急落している。
なお、単収は平成九年に二、三八〇kg/haに達した後後に低迷している。これは近年の高温多雨といった異常気象の影響を受けているとみられる。

平成十二年の販売金額の急落は、このような異常気象に追い討ちをかけるような形で行われた、輸入野菜の激増による価格低迷の影響をもうに受けたものと考えられる。

(二) 経営収支の推移

そのような価格動向の中、この事例農家の農業所得は減少を続け、平成十年に六四〇万円に達した農業所得が翌年には二四八万円に、十二年には経営費の節減に努めたにもかかわらず、一七五万円という水準にまで落ち込むという危機的な状況となっている(図4参照)。

このような農家経済状況は、事例農家のみならず野菜生産を行う大多数の管内農家に及んでいるのである。

四、輸入野菜激増の背景と産地の対応方向

従来は、価格が暴落しても二〜三年に一度価格高騰があれば「取り戻せていたが、近年の輸入品の急増で価格が長期的に



ねぎのブランド化「ねぎしゃん」(南空知広域連)
輸入ねぎとの差別化のため南空知広域連では、「ねぎしゃん」のPRに努めている

低迷し再生産も脅かす状況にあり、農家のコスト軽減の努力も限界にきている。これが野菜農家への緊急の支援、および輸入に対する早急な対策が必要とされる理由なのである。

また、我々国内野菜生産者や産地関係者も、中国をはじめとする近隣諸国のもつ生産技術・輸送技術の向上・発展により、外国産野菜と国産野菜との差異がなくなりつつある点を明確に認識・把握する必要がある。この背景には、我が国が現在までに蓄積してきた生産・輸送技術が海外に移出され、その技術(種苗・栽培・選別・貯蔵・輸送に関する技術)が国内農産物を脅かしていることを意味する。

例えば、農産物以外にも、海外生産が活発化しているものとして、衣服業界における「ユニクロ」の急成長があり、業界の国内生産を圧迫している。しかしながら、その一方で、さまざまな「デザイナーズブランド」のように、独自の個性を發揮し、顧客を獲得しているケースも存在している。我々もまた、大量消費、大量生産、ロット確保によるコスト低減といった販売手法に加え、独自の個性を發揮しつつ、産地として生き残っていく様々な手法をつくらなければならない。たとえば、「顧客(消費者)のニーズ」にあった、「オーダーメイドの農産物」のシステムといった生産システムなど、新しい付加価値をつくらなければ厳しい海外農産物との競争に立ち向かえないと自戒するものである。